

第100号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年12月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたもの</p>

改正後	改正前
の受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。	の受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。
(略)	(略)

第2条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の212.5を、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>
(略)	(略)

(芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の212.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
 (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与)	(給与)

改正後	改正前
第2条 (略) 2～5 (略) 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	第2条 (略) 2～5 (略) 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
7 (略)	7 (略)

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合	(給与) 第2条 (略) 2～5 (略) 6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合

改正後	改正前
計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の22.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の212.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の232.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
(略)	(略)
7 (略)	7 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例等」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議員報酬条例等の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び第5条の規定による改正前の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

参 照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、特別職の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

期末手当の支給率を次の表のとおり改める。（第1条から第6条まで関係）

	改正する手当	(1)改正案 (平成31年4月1日施行)		(2)改正案 (公布の日施行)		現 行	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
		支給率	支給率	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員	期末手当	222.5 /100	222.5 /100	212.5 /100	232.5 /100	212.5 /100	227.5 /100
市長、副市長、 教育長							
病院事業管理者							

※参考 平成30年4月から平成32年3月までの間の期末手当の額については、上記の支給率により算定された額から市長及び副市長は100分の8を、教育長は100分の4を減額している。

3 施行期日等

- (1) 2の表中(2)の規定 公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- (2) 2の表中(1)の規定 平成31年4月1日
- (3) 2の表中(2)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。